

令和4年度  
第1回沖縄県地域職業能力開発促進協議会

日時：令和4年11月22日（火）

14：00～15：30

場所：那覇第2地方合同庁舎1号館2階大会議室

## 沖縄県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

## 1 目的

沖縄労働局及び沖縄県は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、設置主体については、沖縄労働局及び沖縄県とする。

## 2 名称

協議会の名称は「沖縄県地域職業能力開発促進協議会」とする。

## 3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

## (1) 都道府県労働局

沖縄労働局

## (2) 都道府県

沖縄県商工労働部

## (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

①独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部

②沖縄県専修学校各種学校協会

③沖縄県職業能力開発協会

④一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者

⑤リカレント教育を実施する大学等

(4) 労働者団体

日本労働組合総連合会沖縄県連合会

(5) 事業主団体

- ①沖縄県経営者協会
- ②沖縄県中小企業団体中央会
- ③沖縄県商工会議所連合会
- ④沖縄県商工会連合会
- ⑤沖縄県工業連合会
- ⑥沖縄県中小企業家同友会

(6) 職業紹介事業者等

沖縄県内に事業所を設置している職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

(7) 学識経験者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

(8) その他関係機関が必要と認める者

- ①内閣府沖縄総合事務局経済産業部
- ②沖縄県教育庁

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

## 7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

## 8 事務局

協議会の事務局は、沖縄労働局（主担当）及び沖縄県（副担当）に置く。

## 9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第 15 条第 3 項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 4 年第 1 回沖縄県地域職業能力開発促進協議会の開催日から施行する。

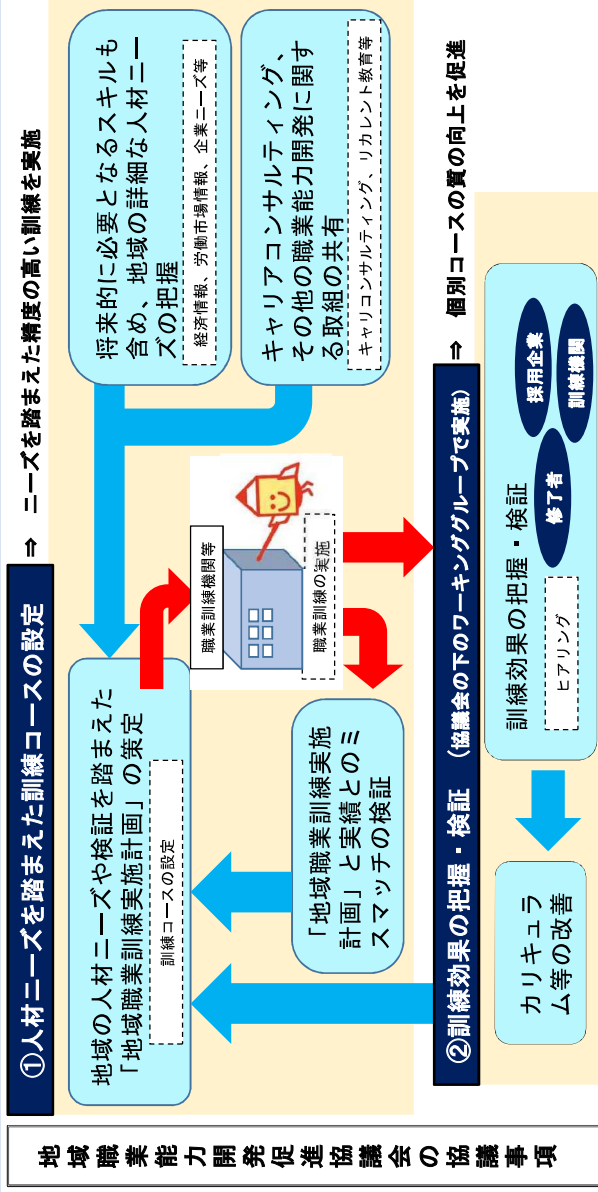


# 沖縄県地域職業能力開発促進協議会 (令和4年10月施行)

沖縄労働局及び沖縄県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

### 【構成員】

- ①沖縄労働局
- ②沖縄県
- ③職業訓練・教育訓練実施機関 (専門学校・各種学校・高齢・障害・求職者雇用支援機構、等)
- ④労働者団体
- ⑤事業主団体
- ⑥職業紹介事業者
- ⑦学識経験者
- ⑧その他協議会が必要と認める者



## 法定化される協議会について

職業訓練に地域のニーズを適切に反映させること等により、効果的な人材育成につながるため、訓練コースの設定や検証等について関係者間で協議する都道府県単位の協議会の仕組みを設ける。

### 構成員

- 都道府県労働局、都道府県、都道府県、労働者団体、使用者団体、教育訓練実施機関、民間職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者、学識経験者、その他必要と認める者

### 現行の訓練協議会の問題点

- ① 人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定
  - 大まかな人材ニーズの把握にとどまっている
    - ・ 主にハローワークの求人・求職情報により、ニーズを把握しているため、当面の人手不足分野や不足人数などの把握にとどまる。
  - 訓練実施計画では訓練実施分野や人数の設定にとどまっている
    - ・ 具体的な訓練コースの内容は定めていない。
    - ・ デジタル分野の訓練が設定されていない地域がある。

### 法定化による見直し

- 将来的に必要なスキルも含めた詳細な人材ニーズを把握
  - ・ 労使団体などから、地域の今後の産業展開も踏まえた必要スキルなどのニーズ情報を把握。
- 把握したニーズを踏まえた訓練コースを訓練実施計画に設定
- 訓練実施計画と実際に設定された訓練コースのミスマッチを検証

法定化を機に運用を改善

### ② 訓練効果の把握・検証

- 個別の訓練コースの訓練効果の把握・検証が十分ではない
- 訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、カリキュラムを改善 (PDCA)。

法定化

ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

個別コースの質の向上を促進

## 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ運営要綱

### 1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

### 2 構成員

（1）ワーキンググループは、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 沖縄県商工労働部労働政策課
- ② 沖縄県立浦添職業能力開発校
- ③ 沖縄県立具志川職業能力開発校
- ④ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部
- ⑤ 沖縄労働局
- ⑥ 那覇公共職業安定所
- ⑦ 沖縄公共職業安定所
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

（2）構成員は、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

- （1）検証対象コースの選定
- （2）ヒアリングの実施

- (3) ヒアリングを踏まえた効果検証等
- (4) 効果検証結果を踏まえた検討
- (5) 協議会への報告

#### 4 検討事項

ワーキンググループは、3の検証のほか、次の事項について検討を行う。

- (1) 職業訓練実施計画（案）及び連携方法等の事前検討について
- (2) 公的職業訓練全般に係る具体的な課題等について
- (3) その他必要な事項について

#### 5 その他

- (1) ワーキンググループの事務局は、沖縄労働局職業安定部訓練室に置く。
- (2) この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年●月●日から施行する。

資料 4

# 説明資料

# I 公的職業訓練の概要・実績

# 1 ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像

## 公共職業訓練

◇対象：ハローワークの求職者  
主に雇用保険受給者

※受講期間中 基本手当＋受講手当(500円／訓練日)＋通所手当＋寄宿手当を支給

(無料(テキスト代等除く))

◇訓練期間：概ね3月～2年

◇実施機関

### ○国(ポリテクセンター沖縄)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(溶接ものづくり科、住宅リフォーム科、等)

### ○都道府県(浦添・具志川職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(エクステリア科、自動車整備科等)

### ○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

事務系 (OA、簿記、不動産事務、医療事務等)

介護系 (介護初任者研修(3年)、介護福祉士養成科(2年)等)

情報系 (プログラマー、Webデザイナー等)

等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

## 求職者支援訓練

◇対象：ハローワークの求職者  
主に雇用保険を受給できない方(＝特定求職者)

※受講期間中 受講手当(月10万円)＋通所手当＋寄宿手当を支給(本人収入が月8万円以下(※2)等、一定の要件を満たす場合)

※2 令和5年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方などは月12万円以下

(無料(テキスト代等除く))

◇訓練期間：2～6か月

※令和5年3月末までの時限措置として、シフト制で働く方などを対象とする場合、より短期間(2週間～)で設定可

◇実施機関

### ○民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース>

基礎的能力(ビジネスマナー、コミュニケーション能力等を含む)を習得する訓練

<実践コース>

基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

### 実践コースの主な訓練コース

介護系(介護福祉サービス科等)

旅行・観光業(観光ガイド等)

情報系(Webクリエイター養成科等)

理・美容系(ネイル・エステ等)

医療事務系(医療・調剤事務科等)等

離職者向け

その他

◇在職者向け(概ね2～5日、ポリテクセンター沖縄、ポリテクカレッジ及び浦添・具志川職業能力開発校で実施)

◇学卒者向け(1年又は2年、ポリテクカレッジ及び具志川職業能力開発校で実施)

◇障害者向け(概ね3月～1年、浦添・具志川職業能力開発校及び民間教育訓練機関等で実施)



## 2 ハロートレーニング（離職者向け）の令和3年度実績

### (1) 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

47_沖縄		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	4	60	49
	営業・販売・事務分野	47	858	711
	医療事務分野	5	72	62
	介護・医療・福祉分野	17	220	166
	農業分野	1	20	18
	旅行・観光分野	6	108	49
	デザイン分野	7	104	103
	製造分野	18	274	230
	建設関連分野	16	190	142
	理容・美容関連分野	18	235	194
	その他分野	13	150	150
求職者支援訓練 （基礎コース）	基礎	17	252	189
	合計	169	2,543	2,063
	(参考) デジタル分野	13	197	190

#### 用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

##### 「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

##### 「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

##### 「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

##### 「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

##### 「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

##### 「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、令和3年度末までに終了したコース、求職者支援訓練については、令和3年12月末までに終了したコースについて集計。

##### 「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

(2) 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	3	45	35	235.6%	77.8%	87.9%	1	15	14	166.7%	93.3%	-
	営業・販売・事務分野	38	714	619	127.5%	86.7%	83.0%	9	144	92	93.1%	63.9%	47.5%
	医療事務分野	5	72	62	119.4%	86.1%	86.4%	0	0	0	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	17	220	166	99.5%	75.5%	86.8%	0	0	0	-	-	-
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	3	48	36	95.8%	75.0%	78.1%	3	60	13	26.7%	21.7%	45.5%
	デザイン分野	6	89	88	276.4%	98.9%	80.7%	1	15	15	253.3%	100.0%	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	1	14	6	57.1%	42.9%	100.0%	1	10	6	80.0%	60.0%	83.3%
	理容・美容関連分野	4	57	57	196.5%	100.0%	87.3%	14	178	137	116.3%	77.0%	46.6%
	その他分野	1	18	18	222.2%	100.0%	88.2%	0	0	0	-	-	-
求職者支援訓練(基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	17	252	189	94.4%	75.0%	70.3%
合計		78	1,277	1,087	138.8%	85.1%	84.0%	46	674	466	98.8%	69.1%	
(参考) デジタル分野		8	119	113	279.0%	95.0%	81.3%	2	30	29	210.0%	96.7%	-



分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	1	20	18	120.0%	90.0%	93.8%	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	3	70	58	84.3%	82.9%	95.8%	15	204	172	144.6%	84.3%	86.5%
建設関連分野	2	30	9	36.7%	30.0%	100.0%	12	136	121	155.9%	89.0%	86.2%
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	12	132	132	150.0%	100.0%	82.2%
合計	6	120	85	78.3%	70.8%	95.9%	39	472	425	149.4%	90.0%	85.5%
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	3	48	48	243.8%	100.0%	88.1%

# 令和3年度 公共職業訓練の実施状況（参考）

	沖縄県																			
	施設内訓練（普通課程）					施設内訓練（短期課程）										委託訓練				
	自動車整備科	電気システム科	メディア・アート科	情報システム科		電気工事科	建設機械整備科	配管・建物設備科	溶接・板金塗装科	エクステリア科	オフィスビジネス科(求)	造園ガーデンニング科	オフィスビジネス科(障)	総合実務科(障)		一般	(うち県単独)	(うち国庫)	障がい者対象	
①コース数	5コース	2コース	1コース	1コース	1コース	11コース	1コース	1コース	1コース	1コース	2コース	1コース	2コース	1コース	87コース	78コース	(2コース)	(76コース)	9コース	
②受講者数	73人	26人	13人	16人	18人	124人	26人	20人	7人	12人	2人	28人	18人	7人	4人	1171人	1120人	(32人)	(1088人)	51人
③修了者数	70人	26人	13人	15人	16人	106人	22人	13人	7人	9人	2人	28人	16人	6人	3人	1073人	1025人	(31人)	(994人)	48人
④就職者数	67人	26人	13人	14人	14人	100人	20人	13人	7人	9人	2人	25人	15人	6人	3人	883人	861人	(28人)	(833人)	22人
就職率(④/③)	95.7%					94.3%								100.0%	100.0%	82.3%	84.0%	90.3%	83.8%	45.8%

※就職率の算出方法…… 修了者及び就職者に、就職理由中退者数を加えて算出する。

※修了者と就職者は、令和3年度中に修了及び就職した者。

※沖縄県施設内訓練の2年制課程の受講者数は、訓練期間が2年間のため令和3年度入校生の実績値とする。（訓練期間：令和3年4月入校～令和5年3月終了）

※普通課程については、令和2年度入校生における令和4年6月末時点での実績値とする。（訓練期間：令和2年4月入校～令和4年3月修了）

※短期課程については、令和3年度入校生における令和4年6月末時点での実績値とする。（訓練期間：1年または6か月）

※沖縄県の施設内訓練の就職率は、修了者数から進学者数を除いた就職希望者数における就職者数の割合とする。

	高齢・障害・求職者雇用支援機構																			
	ポリテクセンター										ポリテクカレッジ									
	溶接ものづくり科	運輸機械サービス科	住宅リフォーム技術科	建築施工技術科(企業実習付き)	ビル管理技術科	ビル管理技術科(企業実習付き)	電気設備技術科	組込みシステムエンジニア科	ITサポート科		生産技術科	電子情報技術科	電気エネルギー制御科	住協環境科	物流情報科	ホテルビジネス科	生産機械システム技術科	生産電子情報システム技術科	生産電気システム技術科	
①コース数	28コース	4コース	4コース	4コース	2コース	4コース	2コース	4コース	2コース	2コース	9コース	1コース	1コース	1コース	1コース	1コース	1コース	1コース	1コース	
②受講者数	376人	25人	39人	69人	13人	64人	19人	54人	45人	48人	196人	22人	25人	25人	21人	22人	18人	21人	20人	22人
③修了者数	344人	24人	38人	67人	11人	58人	15人	49人	40人	42人	173人	17人	23人	23人	20人	15人	17人	17人	21人	20人
④就職者数	294人	22人	37人	54人	9人	46人	14人	39人	36人	37人	100人	0人	1人	3人	11人	15人	17人	16人	18人	19人
就職率(※④/③)	85.5%										95.2%									

※就職率の算出方法…… 修了者及び就職者に、就職理由中退者数を加えて算出する。

※修了者と就職者は、令和3年度中に修了及び就職した者。

※ポリテクカレッジの受講者数は、訓練期間が2年間のため令和3年度入校生の実績値とする。（訓練期間：令和3年4月入校～令和5年3月修了）

※ポリテクカレッジの就職者数は、訓練期間が2年間のため令和2年度入校生における令和4年4月末時点での実績値とする。（訓練期間：令和2年4月入校～令和4年3月修了）

※ポリテクカレッジの就職率は、修了者数から進学者数（68名）を除いた就職希望者数における就職者数の割合とする。

# 新規求職者数の推移

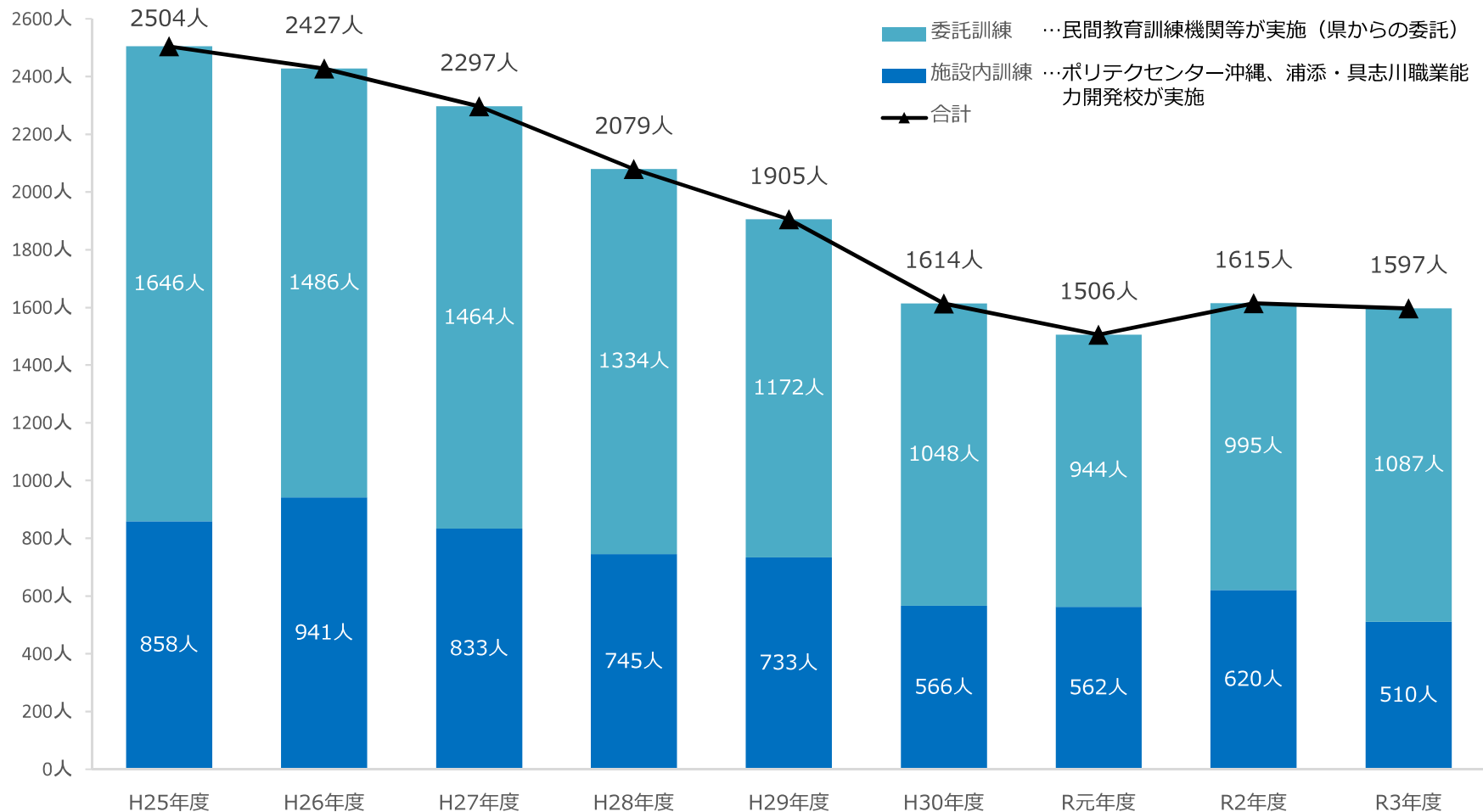
令和2年度と比較すると、新規求職者数のうち雇用保険受給者数（一般（パートを含む））は減少し、特定求職者数はほぼ同程度となっている。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規求職者のうち雇用保険受給者数【一般（パートを含む）】	29,157	27,766	25,809	23,725	23,400	21,405	19,970	19,821	20,889	19,490	18,452
前年度比	-	▲ 4.8	▲ 7.0	▲ 8.1	▲ 1.4	▲ 8.5	▲ 6.7	▲ 0.7	5.4	▲ 6.7	▲ 5.3
特定求職者数（※） （雇用保険を受給できない求職者）	74,365	50,346	44,376	40,581	37,067	34,321	32,386	31,003	31,042	33,678	33,699
前年度比	-	▲ 32.3	▲ 11.9	▲ 8.6	▲ 8.7	▲ 7.4	▲ 5.6	▲ 4.3	0.1	8.5	0.1

（※）特定求職者数 = 新規求職者数 - 雇用保険受給者数【一般（パート含む）】 - 在職者数

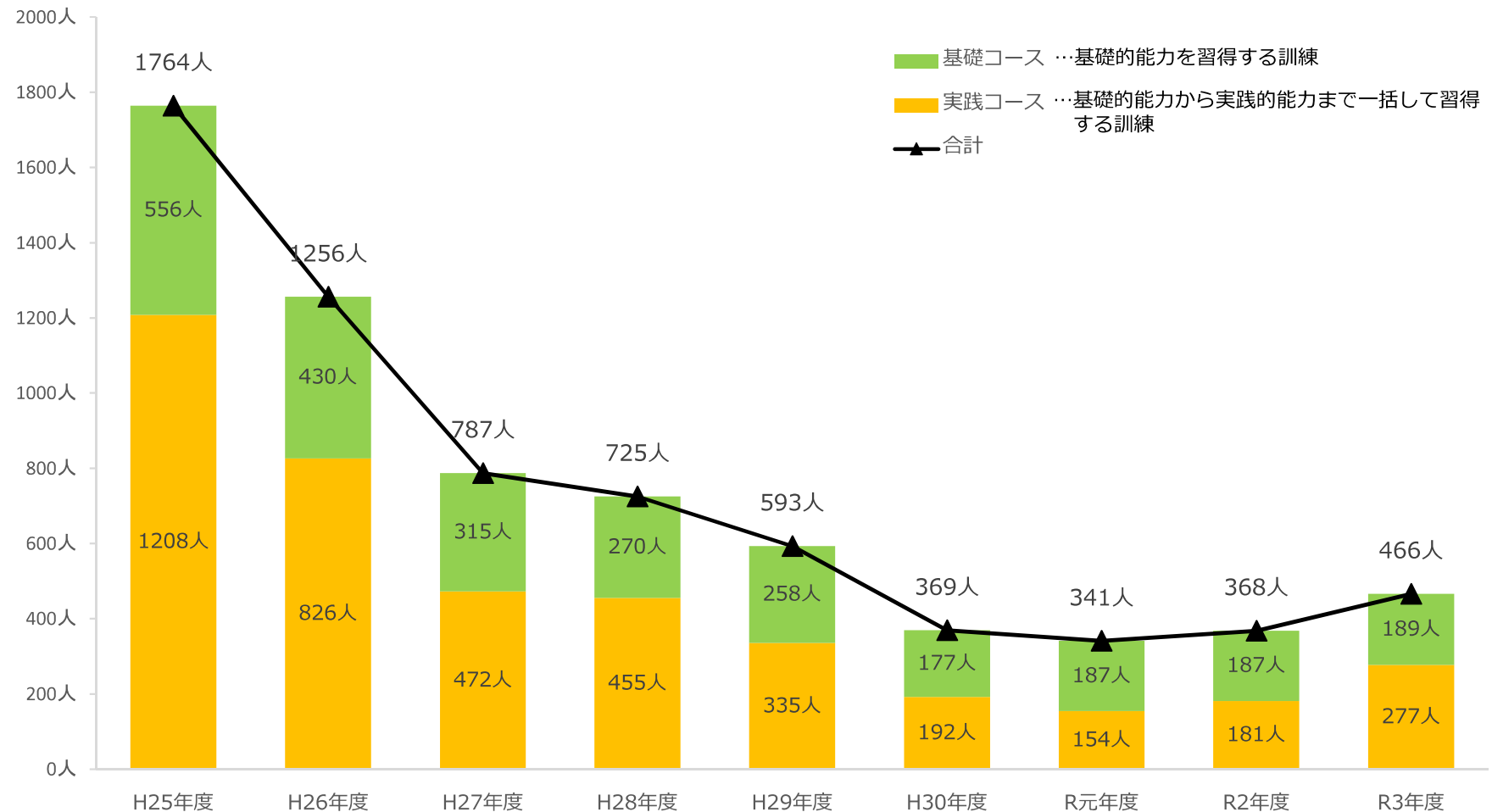
# 公共職業訓練の受講者数の推移

令和元年度までは、雇用情勢の改善が続いていたため、委託訓練の受講者数は年々減少傾向にあったが、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響を受け雇用情勢が厳しさを増し、受講者数は増加している。



# 求職者支援訓練の受講者数の推移

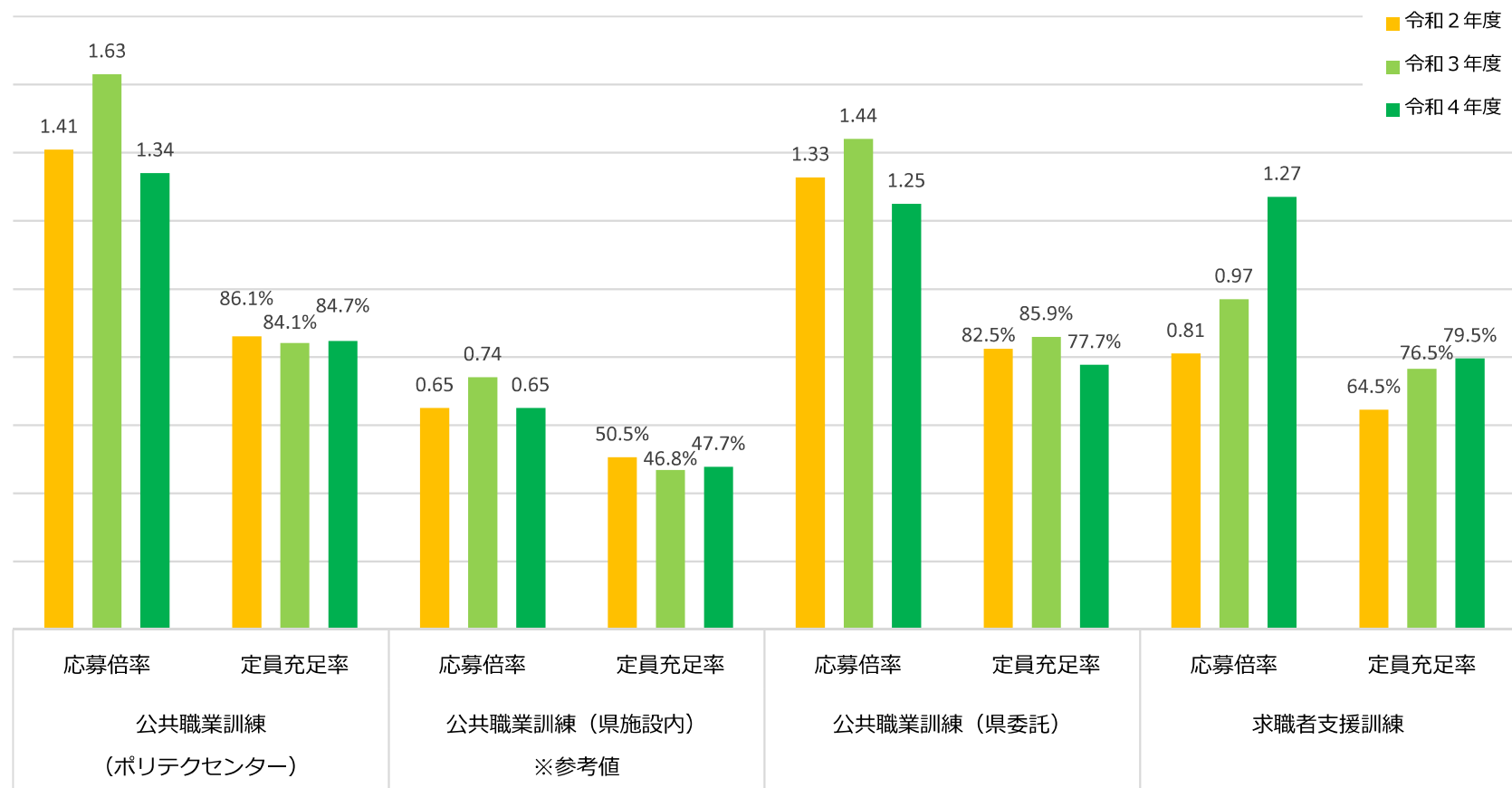
委託訓練と同様、令和2年度より受講者数は増加している。



# 令和4年度上期における離職者訓練の応募状況（前年比較）

公共職業訓練の応募倍率は前年より減少、定員充足率は委託訓練を除き若干増加している。求職者支援訓練は応募倍率、定員充足率ともに前年より増加している。

## 訓練別の応募倍率・定員充足率：上期（4～9月開講）



※障がい者対象訓練科を除く。

※県施設内訓練はハローワークの受講あっせんを受けた者のみの数。定員は全数で集計するため、応募倍率及び充足率は参考値となる。

## 公的職業訓練の取組状況

### 【取組状況】

○令和3年9月から沖縄労働局職業安定部公式LINEによる周知を開始、令和4年8月からはTwitterによる周知も開始。ホームページの見直しを行うとともに、新たに全国から応募可能な「eラーニングコース」のページを開設し、離島在住の求職者や育児・介護中の求職者へも職業訓練の受講勧奨を行っている。

○県・機構沖縄支部・労働局・ハローワークの訓練担当者による「令和4年度沖縄県地域訓練協議会ワーキングチーム」（9月実施）において、高倍率の訓練分野・中止が多かった訓練分野の検証を行った。高倍率のIT・デザイン分野のコース拡充、中止が多かった理容・美容関連分野（短期短時間特例訓練）について、今後は時間設定（夜間）の見直しを訓練認定機関に働きかけた。

また、eラーニングコースの沖縄県での開設について労働局から県及び機構沖縄支部に対して働きかえた。

さらに、労働局においては、求人・求職ニーズの多い、営業・販売・事務分野及び介護・医療・福祉分野を対象とした事業所アンケートを実施し、分析結果を共有、次年度の訓練コース及びカリキュラム内容設定の参考として提供した。

## Ⅱ アンケート実施状況と結果 (参考)



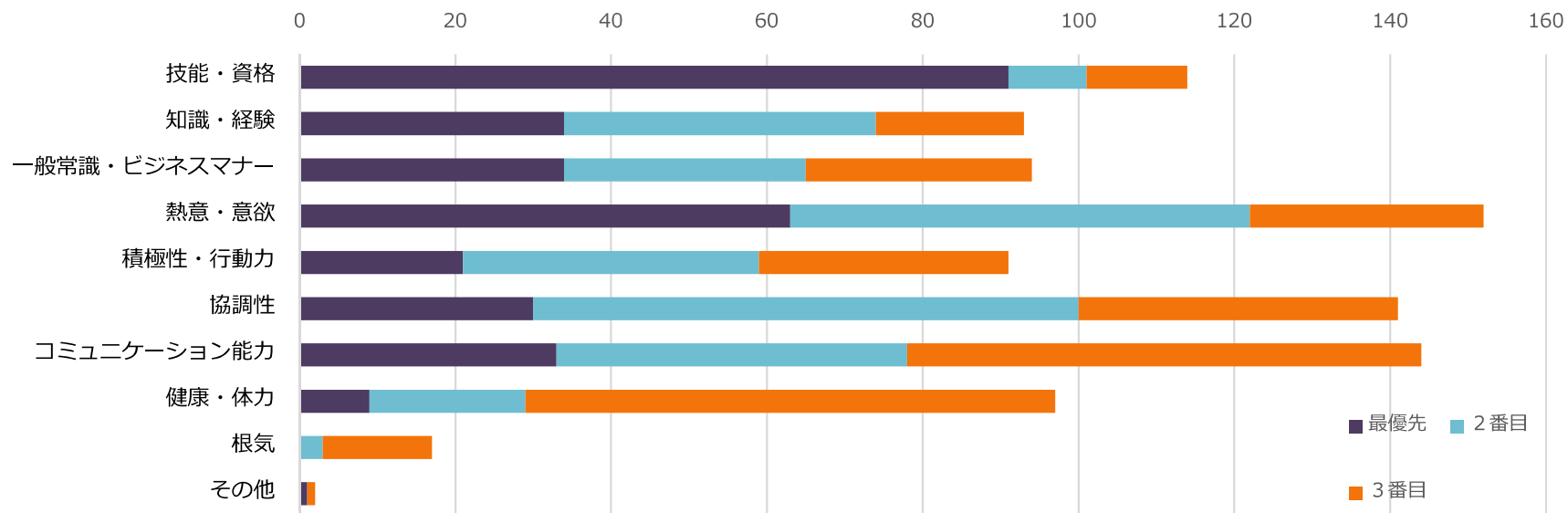
## 「ハロートレーニング（公的職業訓練）に関するアンケート」（企業用）集計結果

### 【分析結果】

- 採用時に重視する点として、最優先の1位は「技能・資格」（特に福祉・介護事業所）であり、次に「熱意・意欲」や「一般常識・ビジネスマナー」、「コミュニケーション能力」が多い。
  - 職業訓練が効果的
  
- 入社までに習得してほしいパソコンスキルは、文書作成や表計算が多い
  - 事務職に限らず基礎的なパソコンスキルは求められる。カリキュラムには必須。
  
- 役立つと思う訓練コースは、パソコンスキルの習得以外に社会人スキルも多い
  - カリキュラムにはビジネスマナー等も求められる。
  
- 25%が公的職業訓練を知らないと回答
  - 認知度は十分とは言えず、幅広い周知が必要。

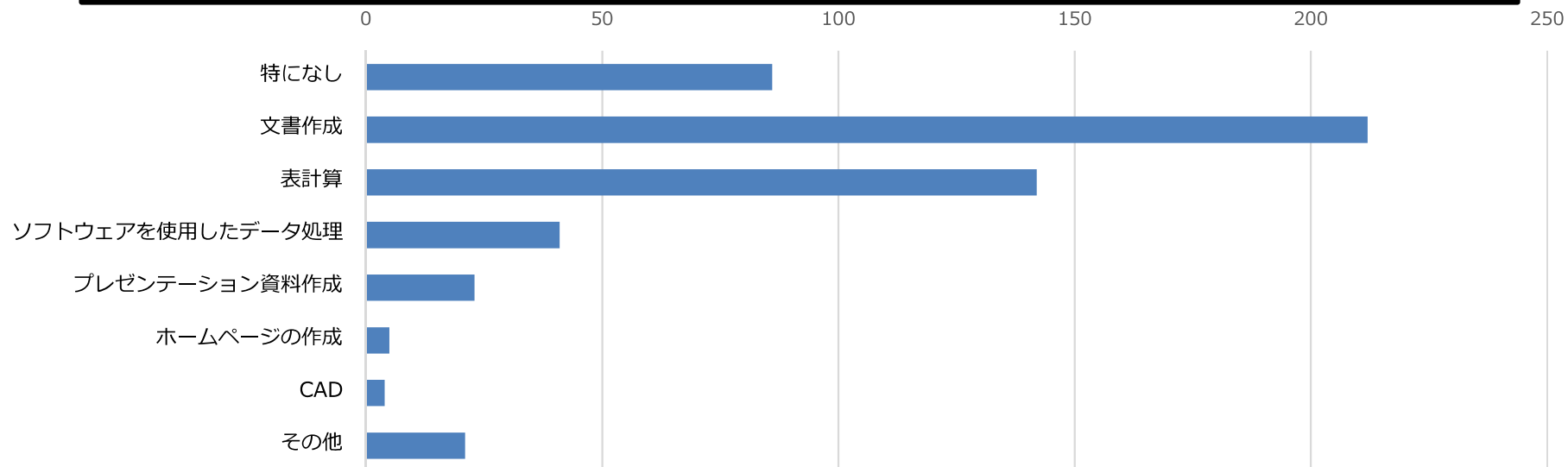
【質問 1】 採用時に重視する点について（最も重視する点から 3 つまで選択）

全体で見ると「熱意・意欲」「コミュニケーション能力」「協調性」の順に多い。



【質問 2】 入社までに習得してほしいパソコンスキル（複数回答可）

業種に関わらず、入社前に「文書作成」「表計算」の習得を希望する事業所が多い。



### 【質問3】 パソコン技能以外で、入社までに習得又は取得して欲しい技能・資格

業種別に必要な資格は異なるが、福祉・介護事業所は特に関連資格の取得の希望が多い。

卸・小売業	小型移動式クレーン、フォークリフト、小型船舶操縦士免許、危険物取扱者資格、普通自動車免許（5事業所）、普通自動車第一種運転免許
	販売士、簿記、ビジネスマナー
飲食店・宿泊業	普通自動車免許（4事業所）、英会話、調理師、栄養士、ベッドメイク等、ハウスキーピングの技能、LINEやメールの使い方
福祉・介護	介護関係の知識・資格（10事業所）、介護福祉士（6事業所）、保育士（幼稚園教諭）（23事業所）、子育て支援員（4事業所）
	調理師（2事業所）
	普通自動車免許（6事業所）（マイクロバス運転含む）
	一般常識、ビジネスマナー、接客（電話対応・接客）（5事業所）
	高齢者を雇う場合、スマホの使い方を理解してほしい。業務記録をアプリで管理しているため

### 【質問4】 公的職業訓練について

公的職業訓練について「知らない」と答えた事業所が25%あった。また、職業訓練のイメージは「基本的な能力の付与」が60%と多い。

(1) 公的職業訓練を知っていたか

知っている	242	74.5%
知らない	83	25.5%

(2) どのような方法・経路で知ったか

ハローワーク	180	48.9%
職場の同僚・知人・家族	72	19.6%
インターネット	67	18.2%
求人・就職情報誌	45	12.2%
その他	4	1.1%

(3) どのようなイメージか

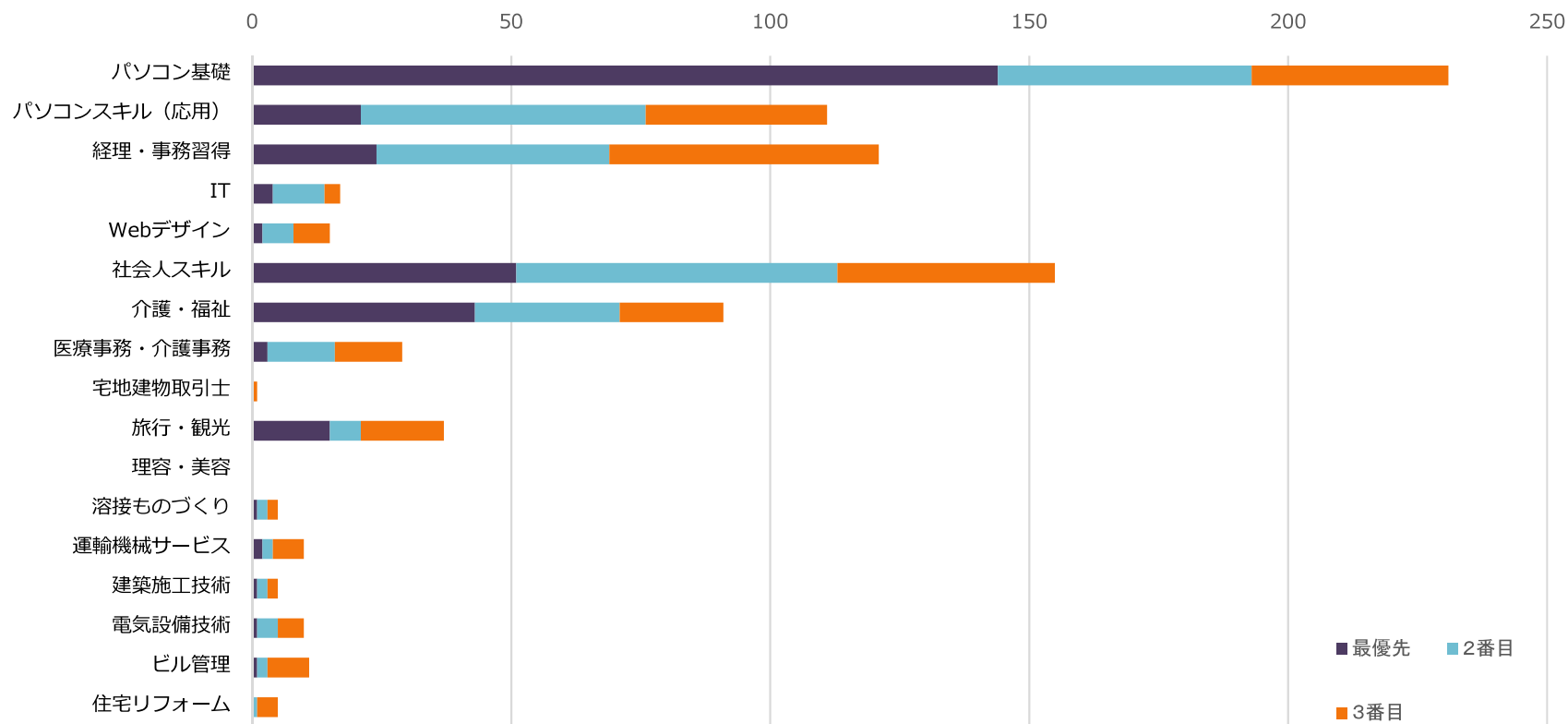
即戦力となる人材の育成	43	13.7%
基本的な能力の付与	189	60.0%
資格の取得	36	11.4%
わからない、特にない	47	14.9%
その他	0	0.0%

※ (1) で“知っている”を選択した場合のみ

## 【質問5】 公的職業訓練の設定コースについて

(1) 御社において役立つと思う職業訓練コース（最も役立つと思うものから3つまで選択）

既存の訓練コース・カリキュラムのうち、役立つと思うものは「パソコン基礎」「社会人スキル」「経理・事務習得」「パソコンスキル（応用）」の順に多い。



## (2) 質問5(1)の職業訓練コース以外で必要と思われる職業訓練や、既存のコースに加えた方が良くと思われるカリキュラム

卸・小売業	販売士 / コンピュータネットワーク技能
飲食店・宿泊業	レストラン技能、ホテルサービス / 会話ができる外国語、英会話
	ビジネスマナー、接客サービスマナー、コミュニケーションスキル
福祉・介護	保育士(12事業所)、子育て支援員(5事業所)、放課後児童支援員(2事業所)
	ビジネスマナー(メール、文書の作成・送付や電話対応、接客など基本的なマナー) 固定電話が各家庭から消えて、電話対応が苦手な方がいる。そのようなカリキュラム
	生産性の向上、タイムマネジメント / ストレスコントロール、アンガーマネジメント
	心理カウンセラーや行動心理士等、心理学やカウンセリングに関するカリキュラム
	ビル管理コースにはない洗浄・消毒作業業務があった方がいいと思います。しっかりとした洗浄・消毒作業が出来る方がいれば 用務員又は保育補助員としても活躍できると思います。

## 【質問6】 公的職業訓練についての意見・要望

卸・小売業	社会人としての接遇、コミュニケーションの基礎訓練も多少は導入して欲しい。
	高校生に、卒業後の選択肢としてもっと情報提供してはいかがでしょうか。
飲食店・宿泊業	シフト勤務である為、スケジュールの選択が多い方がいい
	広くPRをしてほしい。訓練制度がある事も知らない人が多い
福祉・介護	税金を使用しているのに、本気で職に就きたいと思っている人を受講させてほしい。
	グループワークを通して、共感力を高める訓練をしてほしい。→多角的な物の見方、考え方 離職する人の多くは、自分本位でしか考えられない(多様な考えに考えが及ばない) 自立して考えられない(指示待ち) 考え方をどのように組み立てるのか訓練してほしい
	若者に限らず、40代・50代でも離職が目立つようになりました。現場も継続する力をどう培うか試行錯誤しています。
	諸介護活動(食事・入浴・排泄など)の記録が三年以内にペーパー(アナログ)からIT(デジタル化)されることになっているので、パソコンなど情報技術の習得は必須の時代に突入した。
	現場では“人”が不足しています。職業訓練で6ヶ月は長すぎます。
	各事業所に公的職業訓練制度の活用方法を周知をお願いします。
	給付を受けての訓練はとてありがたいと思います。新しい分野に挑戦する人にとってある程度の保障があることは心強く、スキルをあげることができること、資格を取ることができることは良いことだと思います。
職業訓練後、事業所に、紹介制度を展開していただきたいです。	

# 「ハロートレーニング（公的職業訓練）に関するアンケート」（企業用）調査概要

## 【調査概要】

**対象者** : 令和3年度…沖縄県内の従業員数30人以上99人未満の適用事業所  
 令和4年度…雇用保険被保険者数20人以上29人未満と100人以上299人未満の適用事業所  
 令和3・4年度とも卸・小売業、飲食・宿泊業、福祉・介護サービス業  
**調査期間** : 令和3年9～10月及び令和4年8～9月  
**回答率** : 38.4%

### ■主たる業種

業種	事業所数	割合
卸・小売業	280	33.0%
飲食・宿泊業	178	21.0%
福祉・介護サービス業	390	46.0%
計	848	

### ■事業所所在地（管轄安定所）

安定所	事業所数	割合
那覇所	428	50.5%
沖縄所	290	34.2%
名護所	57	6.7%
宮古所	35	4.1%
八重山所	38	4.5%
計	848	

### ■従業員数（回答済み事業所）

人数	事業所数	割合
20～29人	179	54.9%
30～99人	114	35.0%
100～299人	33	10.1%
計	326	

# 検討事項

(令和 5 年度沖縄県職業訓練実施  
計画の策定方針)

「令和5年度沖縄県職業訓練実施計画」の策定に向けて、以下の事項についてご議論をお願いしたい。

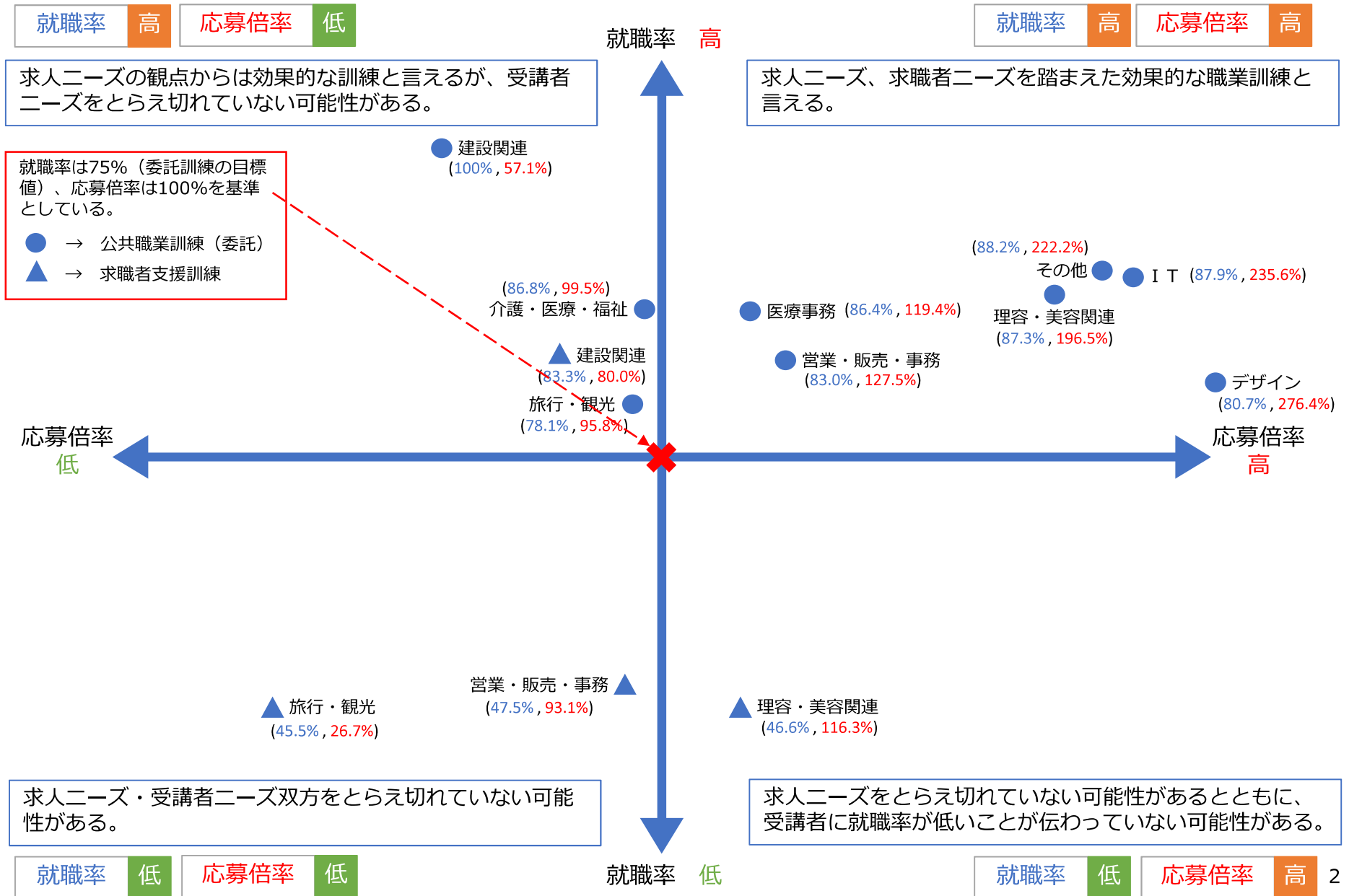
- ① **求職者支援訓練に係る基礎コース及び実践コースの訓練定員枠の配分割合**
- ② **求職者支援訓練に係る実践コースの各分野における訓練定員枠の設定及びその配分割合**
- ③ **公共職業訓練（委託訓練）の分野及び定員枠の計画**

※全体的な公的職業訓練の実施計画については、令和5年2月中旬の第2回協議会において協議予定。

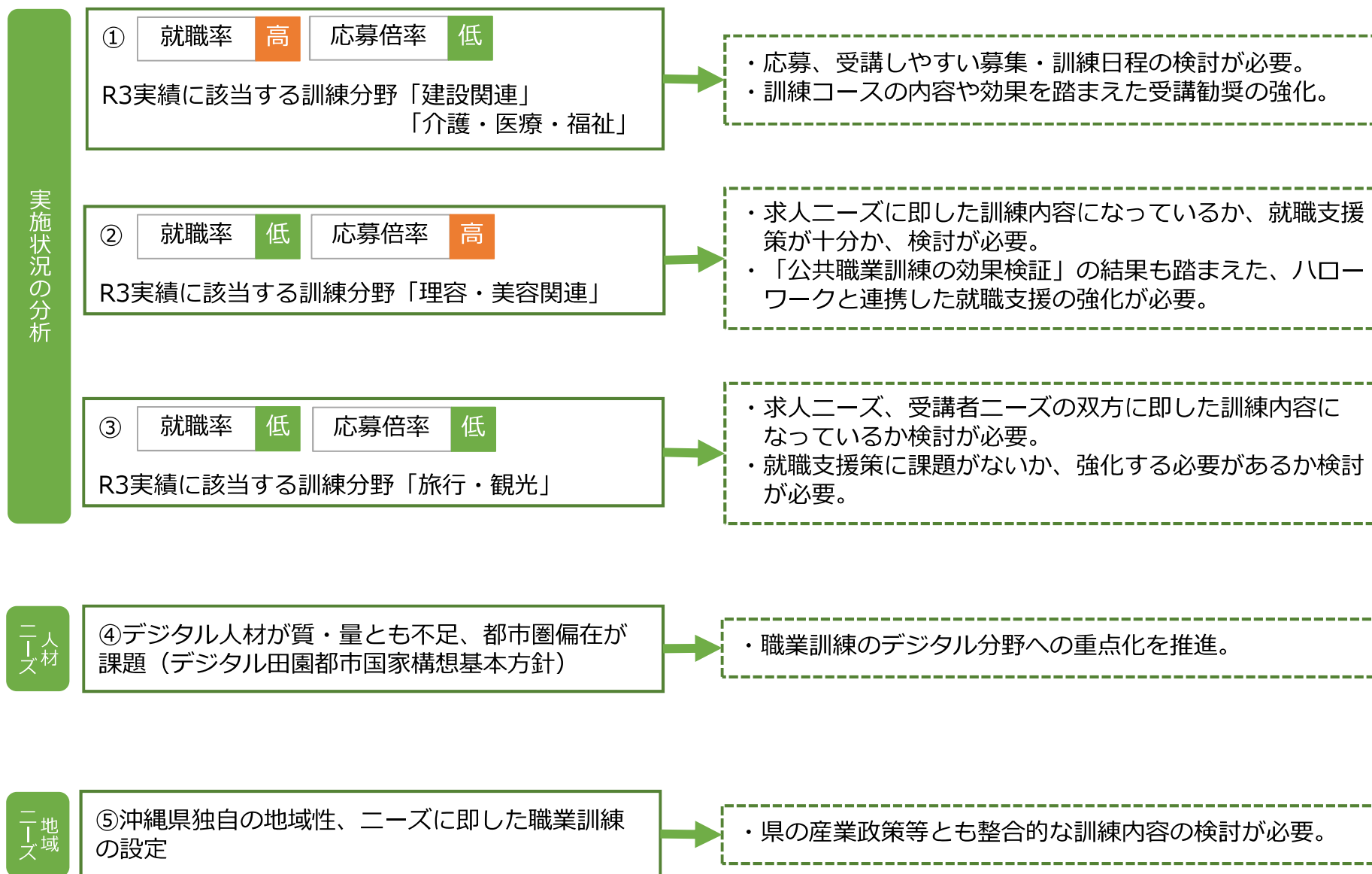


# 令和3年度公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の応募倍率・就職率

～指標から分析した改善すべき方向性～



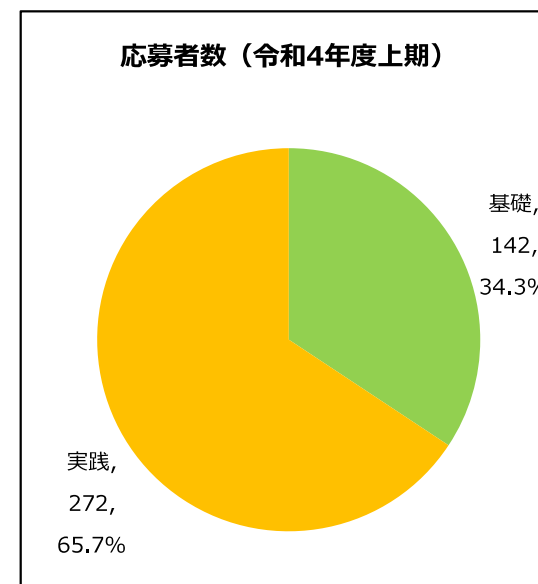
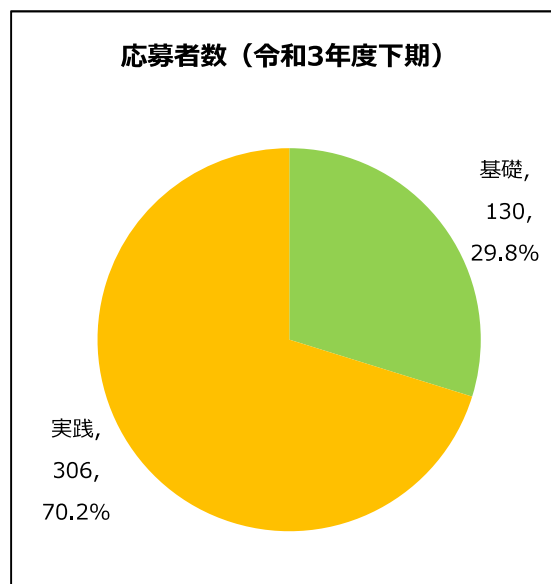
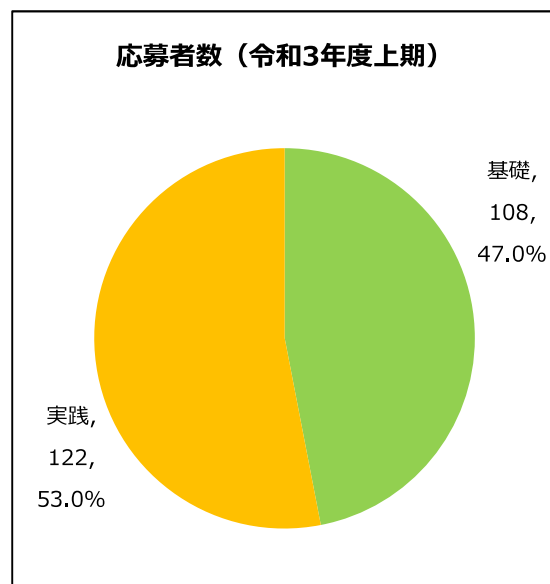
# 令和5年度沖縄県職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）



①求職者支援訓練に係る  
基礎コース及び実践コースの  
訓練定員枠の配分割合

# 応募者の状況（令和3年度～令和4年度上期開講分）

基礎コースと実践コースの応募者数は、実践コースが多くなっており、令和4年度上期は基礎：実践≒34：66となっている。



＜基礎コース＞基礎的能力(ビジネスマナー、コミュニケーション能力等を含む)を習得する訓練

＜実践コース＞基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

## 実践コースの主な訓練コース

介護系(介護福祉サービス科等) 旅行・観光業(観光ガイド等)  
情報系(Webクリエイター養成科等) 理・美容系(ネイル・エステ等)  
医療事務系(医療・調剤事務科等)等

職業安定行政業務統計より集計

## 令和5年度における基礎コース及び実践コースの訓練定員枠の配分割合（案）

○令和4年度の定員配分は基礎：実践＝40：60。

○令和4年度上期の訓練実施機関の申請数割合は基礎：実践≒29：71、応募者数割合は、基礎：実践≒34：66となっている。

以上を踏まえ、令和5年度は基礎コース：実践コース＝40：60とすることが適切ではないか。

※中央職業能力開発促進協議会において、今年度と同程度の規模で人材育成を実施する方針が示されている。

	令和3年度				令和4年度上期				令和4年度 定員配分	令和5年度 定員配分（案）
	申請数	(割合)	応募者数	(割合)	申請数	(割合)	応募者数	(割合)		
合計	1,006	-	666	-	447	-	414	-	-	-
基礎	282	(28.0%)	238	(35.7%)	128	(28.6%)	142	34.3%	40%	40%
実践	724	(72.0%)	428	(64.3%)	319	(71.4%)	272	65.7%	60%	60%

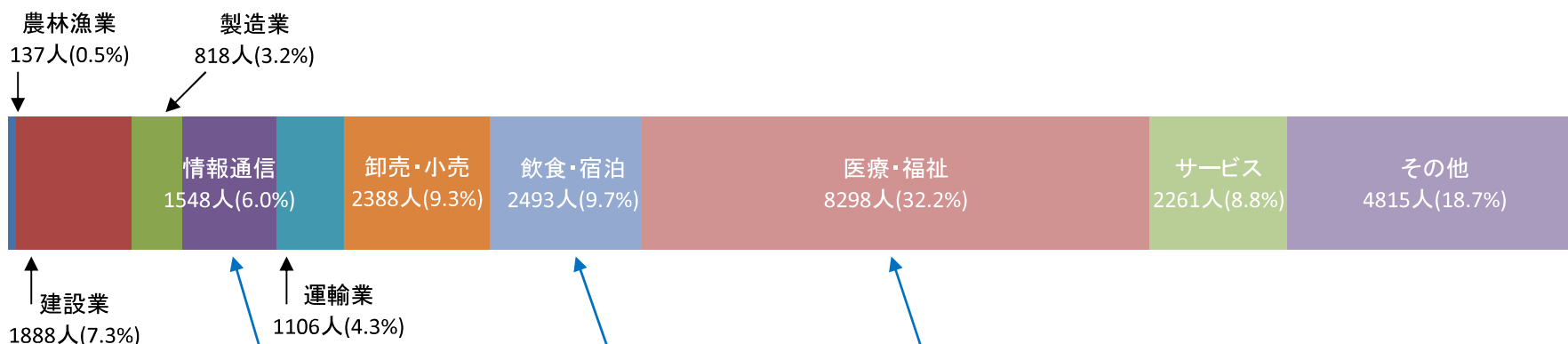
②求職者支援訓練に係る  
実践コースの各分野における  
訓練定員枠の設定及びその配分割合

# 1 求職者支援訓練分野別 求人ニーズ（令和3年度（月平均））

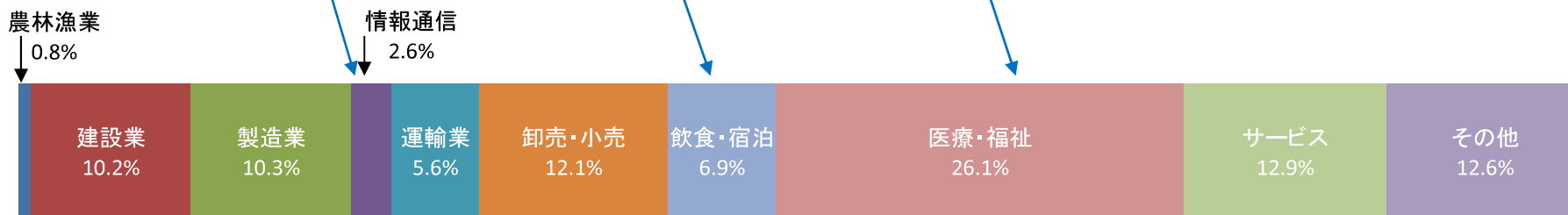
## （1）産業別有効求人数

「情報通信」、「飲食・宿泊」、「医療・福祉」は全国と比較して求人数が多い。

### 【沖縄県】



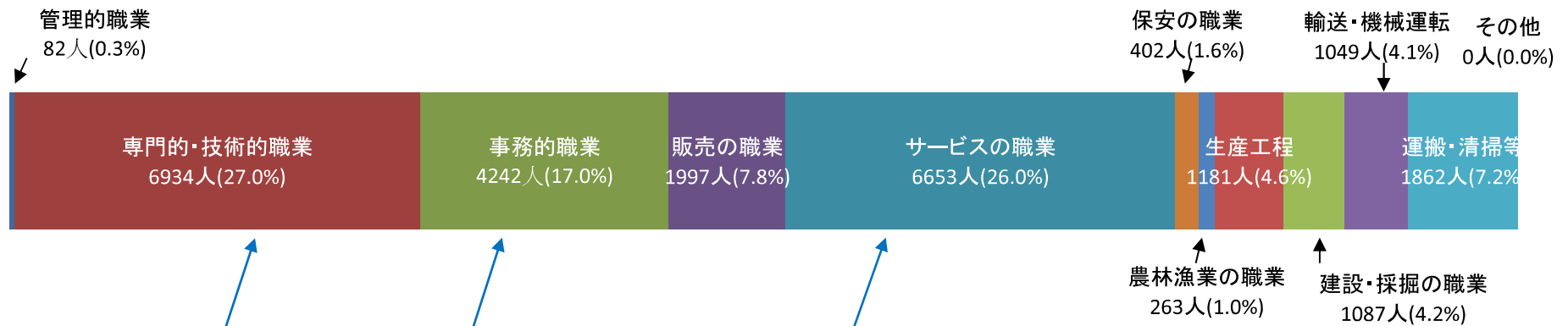
### 【全国】



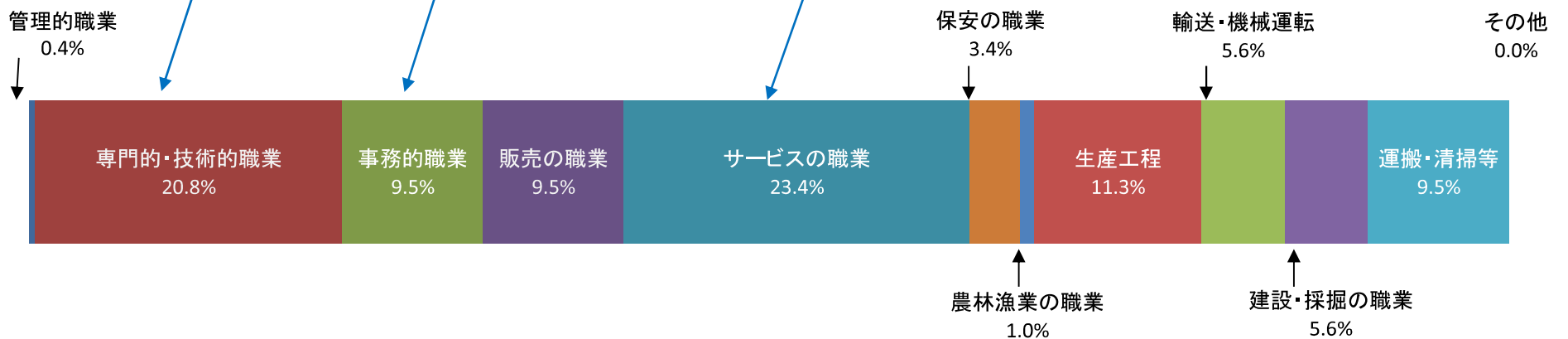
## (2) 職業別有効求人数

「専門的・技術的職業」、「事務的職業」、「サービスの職業」は全国と比較して求人数が多い。

### 【沖縄県】



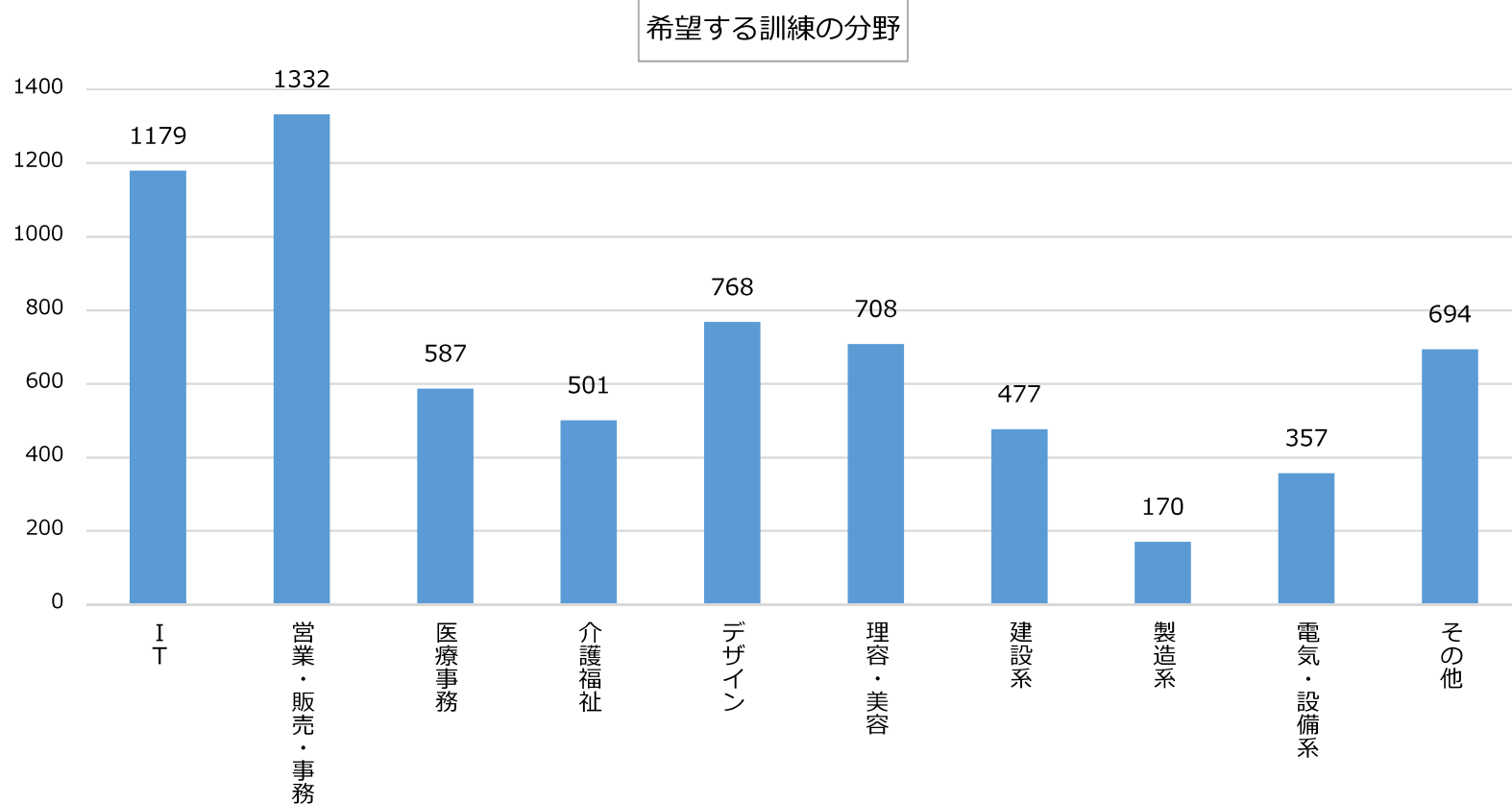
### 【全国】





## 2 求職者ニーズ（訓練分野別）

訓練分野別の求職者ニーズは、「営業・販売・事務」、「IT」、「デザイン」分野で高くなっている。



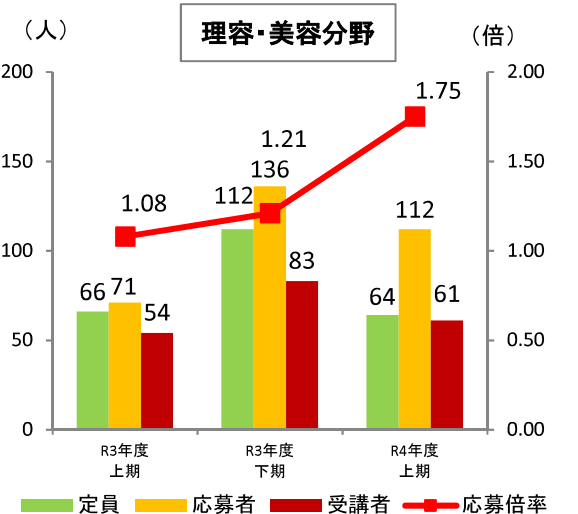
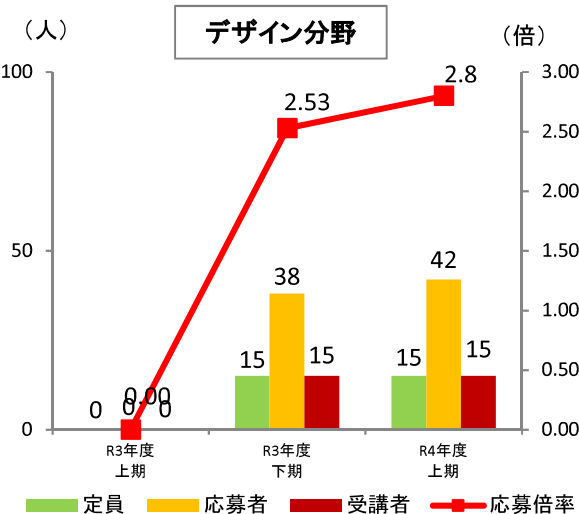
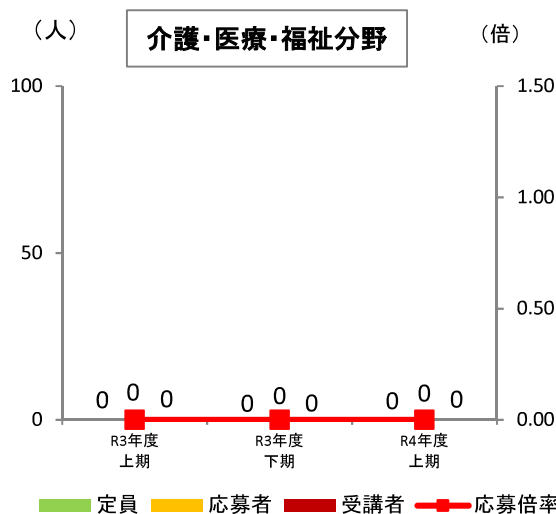
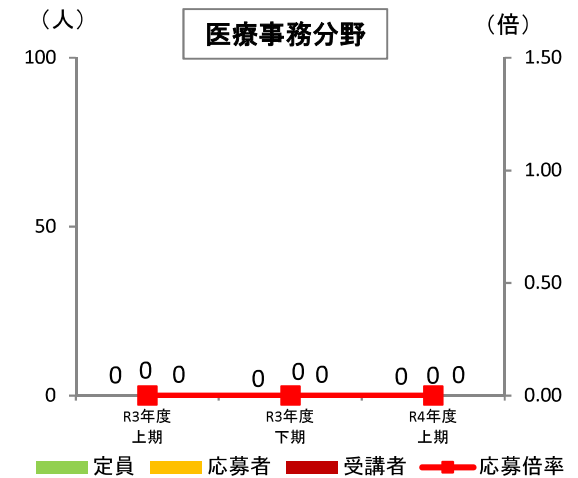
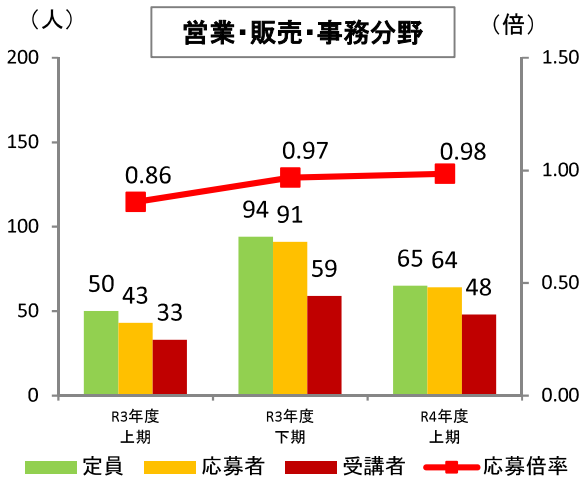
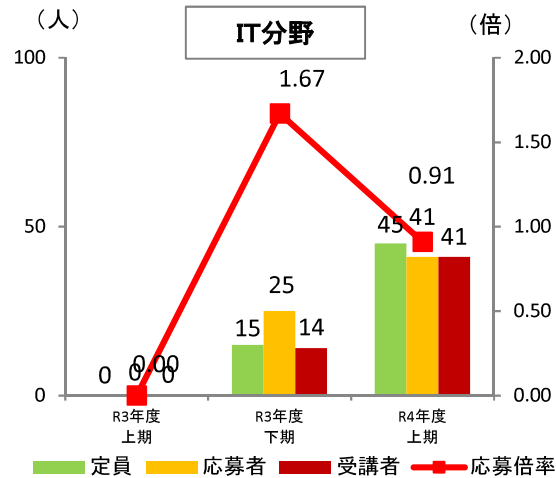
※複数選択可

- ・ IT（WEBアプリ開発、プログラマ育成など）
- ・ 営業・販売・事務（OA経理事務科、営業販売科など）
- ・ 医療事務（医療、介護事務科、調剤事務科など）
- ・ 介護福祉（介護職員実務者研修科、保育スタッフ科など）
- ・ デザイン（広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など）
- ・ 理容・美容（ネイリスト養成科など）
- ・ 建設系（建設設計・施工、住宅リフォーム、インテリアなど）
- ・ 製造系（機械設計・加工、金属加工、電子回路技術など）
- ・ 電気・設備系（電気工事、設備管理など）
- ・ その他

※職業相談に係る初回相談者のエントリーシート（ハローワークで実施）の集計（令和3年4～令和4年3月分）

### 3 求職者支援訓練分野別 応募・受講状況

「営業・販売・事務」分野には一定の応募者があり、「理容・美容関連」分野は定員を超える応募者となっている。



## 令和5年度における実践コースの求職者支援訓練定員枠の配分割（案）

- 実践コース各分野の配分については、応募者数割合を踏まえることを基本とし、各分野の個別の状況等も勘案して決定することが適当。
  - このため、以下の点にも留意する必要がある。
    - ① デジタル分野（「IT分野」及び「デザイン分野（WEBデザイン系に限る）」）  
県内の産業別有効求人数をみると、情報通信業は令和3年度における有効求人数の6.0%を占め、全国の2.6%に比べて高い。また、特にデザイン分野においては応募倍率が2.5倍を超えており、求人者・求職者双方のニーズがあるため、さらにコース数を増やす必要がある。
    - ② 「介護・医療・福祉分野」  
産業別有効求人数をみると沖縄県の令和3年度における有効求人数の32.2%を占め全国の26.1%に比べて高く、求人ニーズはある。  
一方、公共職業訓練（委託訓練）における同分野の応募倍率も1倍をやや下回っており、特定求職者（※注1）は公共職業訓練も受講可能であるため、求職者ニーズはある程度充足していると考えられる。（※注1）雇用保険を受給できない求職者  
※なお令和3年度の求職者支援訓練は、実施機関がないため開講できていない。
    - ③ 「旅行・観光分野」  
県内の主要産業である観光分野については、新型コロナウイルス感染症の影響による求人・求職の状況を引き続き注視する必要がある。「旅行・観光分野」は旅行会社カウンター係、ホテル接客係、旅行・観光ガイド等の職種を想定しており、現状は訓練実施機関が限られている。また販売員は「営業・販売・事務分野」で認定が可能。
- 以上を踏まえ、令和5年においては次のページの配分割合としたい。

## 令和5年度 実践コース分野別定員配分（案）

	令和4年度 定員配分割合	令和3年度		令和4年度上期		令和5年度定員 配分（案）
		応募者数	（割合）	応募者数	（割合）	
<b>実践コース</b>		<b>428</b>		<b>272</b>		<b>—</b>
IT	10%	25	5.8	41	15.1	<b>10%</b>
デザイン分野のうち WEBデザイン系	5%	38	8.9	42	15.4	<b>10%</b>
営業・販売・事務	45%	134	31.3	64	23.5	<b>45%</b>
医療事務	5%	0	0.0	0	0.0	<b>5%</b>
介護・医療・福祉	10%	0	0.0	0	0.0	<b>5%</b>
その他 旅行・観光 理容・美容 建設関連 等	25%	231	54.0	125	46.0	<b>25%</b>

### ③公共職業訓練（委託訓練）の 分野及び定員枠の計画

# 沖縄県の公共職業訓練（委託訓練）の概要

## 〈委託訓練のコース決定の流れ〉



## 令和5年度における公共職業訓練（委託訓練）の分野及び定員枠の計画（案）

- 沖縄県では、国の補助事業を活用し、求職者を対象にITやOA・経理、介護福祉、医療事務などの分野の職業訓練を、民間教育訓練機関に委託して実施している。
- 令和5年度の委託訓練については、令和4年度当初計画ベースと比較して、35名増の1,430名定員で計画している。
- 訓練分野については、『新・沖縄21世紀ビジョン実施計画』の基本施策において「即戦力となる情報系人材の育成・確保」「保育士等の育成・確保」「福祉・介護人材の育成・確保」「観光産業人材の育成・確保」等が掲げられていることから、これらの施策方針に沿う訓練分野の設定を行っていく。
- また、過去の委託訓練修了者の関連分野就職率の高い訓練分野は、積極的に採択していく必要があると考える。
- さらに、社会全体のDXの推進に伴い、デジタル人材の育成がどの産業分野においても重要になってくるため、デジタル分野の訓練についても、積極的に採択していく方針である。
- 以上の方針から、令和5年においては次のページの訓練人数としたい。



## 令和5年度 委託訓練コース別人数配分(案)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国提示（委託訓練）計画の目安人数	1,606	1,403	1,470
県計画人数	1,332	1,395	1,430
知識等習得コース	1,244	1,290	1,280
<ul style="list-style-type: none"> <li>OA・経理</li> <li>IT・Web</li> <li>介護福祉</li> <li>医療事務</li> <li>金融・証券</li> <li>建築・不動産</li> <li>旅行・観光</li> <li>その他</li> </ul>			
母子家庭の母等コース	15	15	10
デュアルシステムコース	15	15	20
定住外国人コース	-	10	7
eラーニングコース	-	-	30
高齢求職者スキルアップコース	-	10	20
長期高度人材育成コース	58	55	63
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士分</li> <li>保育士分</li> <li>その他分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(26)</li> <li>(17)</li> <li>(15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(25)</li> <li>(20)</li> <li>(10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(28)</li> <li>(25)</li> <li>(10)</li> </ul>



# 令和4年度における沖縄県地域職業訓練実施計画

令和4年4月1日

## 1 総則

### (1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 2 労働市場の動向と課題

近年、県内の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍台で推移する等、着実に改善が進んでいたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和4年1月の有効求人倍率（季節調整値）が0.85倍と、21ヶ月連続で1倍

を下回っている。今後も、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について一層注意する必要がある。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、沖縄県の持続的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。

企業が付加価値の高い分野、医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図るために必要となる人材や、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じ、また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの産業で非正規雇用労働者に大きな影響が出ている中で、人材の育成を推進するためには、公的職業訓練の見直しを含む、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野については、ITの資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せ措置を活用し推進する必要がある。

また、若年者及び非正規労働者いわゆる就職氷河期世代に対する職業能力向上、出産等でキャリアを中断した女性や高齢者の雇用継続や再就職に向けた職業能力開発施策の充実も課題となっている。

### 3 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練（離職者訓練）については、令和3年10月末現在で1,182人であり、求職者支援訓練については、令和3年12月末現在で247人であった。

また、令和3年度の就職率は、公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）が90.2%、委託訓練が81.5%、求職者支援訓練の基礎コースが61.9%、実践コースが50.0%であった。

注1 求職者支援訓練については、平成26年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標として用いている。

注2 施設内訓練は令和3年9月末までの、委託訓練は同年8月までの、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは令和3年5月末までに終了したコースの訓練終了後3か月の就職率である。

障害者訓練の受講者数は、施設内訓練11人、委託訓練45人であり、在職者訓練の受講者数は、538人であり、学卒者訓練の受講者数については、296人であった。（障害者、在職者、学卒者ともに令和3年10月末現在）

### 4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育

訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、オンラインによる訓練については、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続き取組を推進していくこととする。

#### (1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた、施設内訓練及び民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施するものとする。また、若年者の育成や非正規労働者等を対象とした長期訓練（長期高度人材育成コース）の設定、子育て等により再就職が困難な方に対する「託児サービス付き訓練」の設定促進、高齢者の継続雇用や再就職に向けたコース等の設定促進を図る。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護分野の訓練に関して推進を図っていく。

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、2,034人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、618人については、施設内訓練として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、1,416人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な介護等の分野や、今後成長が見込める情報通信、医療分野等において実施するものとする。

就職率は施設内訓練で80%以上、委託訓練で75%以上を目指す。

#### (2) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）に設置した生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員を新たに配置するとともに、DXに対応した訓練コースを拡充し、中小企業等のDX対応に係る人材育成支援を促進する。

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、641人とする。

#### (3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、290人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130人については専門課程による公共職業訓練として、60人については応用課程による公共職業訓練として、100

人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

#### (4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、沖縄県立職業能力開発校において、障害者を対象とした公共職業訓練を引き続き実施するものとする。

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は141人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、92人については、委託訓練として実施するものとする。

#### (5) 求職者支援訓練の対象者数等

##### ① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されることから、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、650人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模1,083人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目指す。

##### ② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

その際、デジタル分野等の成長分野や人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の40%

ロ 実践コース 訓練認定規模の60%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、介護・医療・福祉分野10%、医療事務分野5%、デジタル(IT・デザイン)分野15%、営業・販売・事務分野45%、その他の地域ニーズ分野25%として設定する

ものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする

		定員計	地域別内訳		
			南部 地域	中・北部 地域	離島 地域
基礎コース		433	180	148	105
実践コース		650	340	280	30
デジタル系	IT分野	65	50	15	
	デザイン分野のうち WEBデザイン系	33	15	18	
営業・販売・事務分野		292	133	144	15
医療事務分野		32	17	15	
介護・医療・福祉分野		65	30	20	15
その他		163	95	68	
計		1083	520	428	135

※南部地域・・・那覇所管轄、中・北部地域・・・沖縄所及び名護所管轄、離島地域・・・宮古所及び八重山所管轄とする。

※認定状況に応じ、地域別の定員配分は変更する場合がある。

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 30%

ロ 実践コース 30%

注3 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別

の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定。
- ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓練種別(基礎コース・実践コース)の認定に活用することとする。

第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員は、訓練種別(基礎コース・実践コース)及び分野にかかわらず活用することとする。

5 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、産業界及び地域ニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要がある。

このためには、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための取組を行うことが必要である。

令和4年度においても、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

# 人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

## 人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。  
助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



## 人への投資促進コース

▶ 詳細はP2～3へ

人への投資を強化するため、現在政府では、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆さまからの提案等をもとに、**令和4～6年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」を創設**しました。

「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

### 定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

### 高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

### 情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

### 自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

### 長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

# 各訓練メニューの助成率と助成額

## 定額制訓練

### 定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	<b>45%</b>	<b>30%</b>	-	
	(+15%)			

## 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

### 資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	<b>75%</b>	<b>60%</b>	<b>960円</b>	<b>480円</b>
海外も含む大学院での訓練	<b>75%</b>		国内大学院の場合 <b>960円</b>	

## 自発的職業能力開発訓練

### 自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	<b>30%</b>	-
	(+15%)	

## 情報技術分野認定実習併用職業訓練

### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	<b>60%</b>	<b>45%</b>	<b>760円</b>	<b>380円</b>
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	<b>20万円</b>		<b>11万円</b>	
	(+5万円)		(+3万円)	

## 長期教育訓練休暇等制度

### 導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	<b>20万円</b>	<b>1人1日当たり 6000円</b>
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	<b>20万円</b>	-
	(+4万円)	

・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。

・賃金助成額は、**1人1時間当たり**の額です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たり**の額（定額）です。



# 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

## 定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料：200万円 経費助成：45（30）% ⇒ 90（60）万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

## 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスクリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

## 自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

## 限度額など

### ● 1事業所1年度あたり

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	成長分野等人材訓練
1500万円	1000万円
※うち自発的職業能力開発訓練は200万円まで	

### ● 受講者1人1年度あたり

訓練メニュー	経費助成				賃金助成	受講回数	
	※実訓練時間数に応じて		大学				大学院
	中小企業	大企業	中小企業	大企業			
定額制訓練	—	—	—	—	—	—	
高度デジタル人材訓練	30～50万円	20～30万円	150万円	100万円	—	原則1200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1600時間	
成長分野等人材訓練	—	—	—	国内150万円 <海外500万円>	3回まで		
自発的職業能力開発訓練	7～20万円		60万円		国内60万円 <海外200万円>	—	3回まで
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15～50万円	10～30万円	—	—	—	1200時間	1回まで
長期教育訓練休暇等制度	—				最大150日 ※有給の長期休暇のみ	—	

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※ 実訓練時間数が100時間未満/100～200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。

# 助成金受給までの流れと申請に必要な書類

## Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

## Step 1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**訓練実施計画**を作成する
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前までに**管轄労働局に提出する

### 主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訓練実施計画届</li><li>・ 年間職業能力開発計画</li><li>・ 訓練別の対象者一覧</li></ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訓練内容を確認できるカリキュラム</li><li>・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）</li></ul>

## Step 2 訓練実施

- 「**年間職業能力開発計画**」に基づき訓練を実施する

## Step 3 支給申請

- **訓練修了日の翌日から2か月以内に**、必要書類を管轄労働局に提出する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

### 主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令違反等がないか確認する書類</li><li>・ 支給申請書</li><li>・ 助成額を算定した書類</li><li>・ OFF-JT実施状況報告書</li></ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど</li><li>・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など</li><li>・ 訓練に使用した教材の目次等の写し</li><li>・ 受講を修了したことを証明する書類（修了証など）</li></ul>

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

## 申請手続き等に関する問い合わせ先

### ■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



### ■（URL）人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。  
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

